

全体についての消防計画作成（変更）届

1 届出添付資料

届出については、次の何れかの方法により必要書類を添付し手続きを行ってください。

I 代表者による届出添付書類

- 1 全体についての消防計画作成（変更）届
- 2 共同防火管理協議事項の写し又は管理権原者の確認を受けている旨を確認できる契約書等
- 3 全体についての消防計画（※1）

II すべての管理権原者の連名による届出添付書類

- 1 全体についての消防計画作成（変更）届
- 2 連名書
- 3 全体についての消防計画（※1）

※1 全体についての消防計画は、下記フローチャートに応じて作成し添付してください。

2 作成フローチャート

施行日以降も共同防火管理協議会を設置・運用する。
新規に設置または設置なしはNoへ

Yes

No

現に届出をしている共同防火管理協議事項の全体についての消防計画に、改正後定めるべき事項が既に規定されている。

防災管理者の選任が必要な防火対象物である。

Yes

No

Yes

No

I（※2）
届出書（鑑）のみ

II
追加版のみ

III
全体についての
防火・防災管理
に係る消防計画

IV
全体についての
防火管理に係る
消防計画

※2 届出書の「その他必要な事項」欄に追加、変更がない旨を記載してください。

改正後に定めるべき事項（※ 防災管理に係る全体についての消防計画については準用）

- 1 各管理権原者の当該権原の範囲
- 2 防火管理業務が一部委託されている場合の受託者の氏名、業務内容（※ 該当する場合のみ）
- 3 全体の消火、通報及び避難訓練の定期的な実施に関する事。
- 4 廊下、階段、避難口等共用部その他の避難施設等の維持管理に関する事。
- 5 火災、地震等が発生した場合における消火活動に関する事。
- 6 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関する事。
- 7 その他全体の防火管理に対して必要な事項